

別表（要領第2条第1項）

	部位	対象となる工事	対象としない工事
建築工事	屋根	葺替え，塗装工事等	(1) 家具（造付け家具を除く。），備品等の購入及び設置に係るもの (2) 外構工事等 (3) 他の補助金，助成金又は支給金を受ける工事
	外壁，軒裏等	張替え，塗装工事等	
	外部建具	既設建具の改修又は新設工事	
	床，壁，天井等	それぞれの部位の張替え，塗装工事等	
	内部建具	(1) 既設取替え又は新設工事 (2) 造付け家具，建具枠等の造作工事	
	その他	(1) 間仕切り壁の変更等に伴う工事 (2) バリアフリー化に係る工事	
機械設備工事	配管	(1) 耐震改修工事等に伴う既設配管の撤去又は取替え工事 (2) 老朽化等による既設配管の取替え工事 (3) 機器の取替え又は新設に伴う配管工事	(1) 工事を伴わない製品の購入及び設置に係るもの (2) 下水道接続工事 (3) 屋外に外流しを設置する工事等 (4) 他の補助金，助成金又は支給金を受ける工事
	機器	(1) 耐震改修工事等に伴う機器の撤去又は取替え工事 (2) 老朽化，バリアフリー化又は機能向上のために行う便所，台所，浴室等の機器の取替え又は新設	
電気設備工事	配線等	(1) 耐震改修工事等に伴う既設配線等の撤去又は取替え工事 (2) 老朽化等による既設配線等の取替え工事 (3) 機器の取替え又は新設に伴う配線等工事	(1) 工事を伴わない製品の購入及び設置に係るもの (2) インターネット，ケーブルテレビ等の接続工事 (3) 他の補助金，助成金又は支給金を受ける工事
	機器	耐震改修工事等に伴う機器の撤去又は取替え工事	